

令和2年4月17日

町民の皆様へ

内子町長 稲本 隆壽

新型コロナウイルス感染症の内子町の対応とお願いについて

世界中で新型コロナウイルスの感染が拡大する中、4月16日、政府は緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大しました。これを受け愛媛県は、感染が県内で大きく広がっている状況ではなく、冷静に受け止めつつも、4月26日を期限として県下に要請されていた不要不急の外出自粛を、大型連休最終日の5月6日まで延長するとされました。この要請は、特措法第45条第1項に基づくものであります。また、全県下の県立学校については、5月6日まで休業とすること、県有施設は住民サービスのために真に必要なものを除き、順次5月6日まで休館とすることなどが決定されました。

内子町におきましても、本日、町民の皆様へ今後の対応をお知らせしますとともに、感染防止に向け、町長として強く要請させて頂きたいことをまとめましたので、何卒よろしくお願いたします。

(1) 幼稚園、小学校、中学校について

このたびの政府の緊急事態宣言及び愛媛県の決定を受け、幼稚園、五十崎こども園の幼稚園部分、小学校、中学校は、5月6日（水）まで休園・休校を延長します。ただし、やむを得ない場合に限り、子どもたちの居場所づくりの観点から、園や学校での一時預かりを実施いたします。

(2) 学童保育について

児童館の一般利用は、5月6日（水）まで中止とし、児童クラブ、放課後子ども教室は、やむを得ない場合に限り受け入れます。

(3) 保育園について

家庭における園児の検温の徹底をお願いするとともに、園内における感染予防対策（3密回避、消毒、マスクの着用等）を徹底した上で、保育園と五十崎こども園の保育園部分はこれまで同様開園します。お預かりするお子さまの感染防止に万全を尽くしますが、集団保育である以上、感染リスクはゼロではございません。ご家庭での保育が可能

な場合は、家庭保育のご協力をお願いします。

(4) 社会教育、社会体育施設等について

自治センターや図書館、運動公園等の社会教育・体育施設、福祉館や町民会館、林業センターなど、町が管理する施設は、5月10日(日)まで利用中止を延長します。

(5) 自治会、社会教育・社会体育関係団体の活動について

これまでの自粛要請を5月10日(日)まで延長します。

(6) 観光施設について

伝統文化施設等(木蠟資料館上芳我邸、内子座、商いと暮らし博物館、町家資料館、文化交流ヴィラ高橋邸、凧博物館、ビジターセンター)は、5月6日(水)まで閉館します。

町内で感染が拡大している状況ではございません。町民の皆様におかれましては、過剰な反応はせず冷静に受け止めて頂き、引き続き「3密状態」での会合等を避ける取り組みや、咳エチケット、こまめな手洗いと手指消毒、塩素系漂白剤などを利用した身の回りの衛生管理等、感染予防対策を十分に講じていただきますとともに、次のことについて特に私からお願いいたします。

- ① 国外や感染拡大地域への旅行、不要不急の外出自粛に加え、ゴールデンウィークにおける大規模な移動(特に感染拡大地域からの移動)についても控えて頂きたい。
- ② 感染された方へはもちろんのこと、他者への攻撃や排除、また不安に駆られての極端な行動、不確かな情報の拡散などは厳に謹んで頂きたい。
- ③ 介護・医療現場や保育園、運送業など、私たちの日常を支えるために働いてくれている人に、感謝やねぎらいの言葉をかけて頂きたい。

私たち一人一人が、自分と大切な人を守るため「感染しないための行動」「感染を広げない行動」に力を合わせ取り組みましょう。どうかよろしくお願いいたします。